



高総第 33 号
令和 5 (2023) 年 5 月 16 日

高根沢町議会議長 神 林 秀 治 様

高根沢町長 加 藤 公 博



「若手農業者と議員とのカフェ・ド・ギカイ」からの提言に対する回答について

時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、日頃から町政運営に関しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 28 日付け高議第 178 号により提言等のありましたことにつきまして、別添のとおり回答いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

①町内一斉野しば焼きの複数日実施

土地利用型の農家は経営安定のために規模拡大を行っており、耕作している田畑の畦畔の野しば焼きを一日で終わらせることが困難になってきている。

また、高根沢町火入れに関する条例などもあり、一人で実施することも難しい。

そのため、高根沢町農作物広域共同防除事業協議会で実施している町内一斉野しば焼きを複数日実施するよう、協議会の構成員である町から提案すること。

【回答】

一斉野しば焼きは、農作物の安定生産と生活環境の保全を図るため、町内一斉に実施することで、各地域の道路や河川沿いなどの雑草にいる病害虫の卵等を効果的に焼却・駆除するものです。

実施に際しては、火災や事故防止、周囲への影響を考慮し、各関係機関や消防団、そして地域の多くの方々の理解と協力を得る必要があります。

そのため、日時を定めて実施している状況にありますので、ご提言いただきました内容は当該協議会にお伝えさせていただきます。

②高根沢町園芸作物推進支援事業費補助金の対象施設の拡充

町では園芸作物の振興のために、パイプハウスやその付帯設備の整備に補助金を交付しているが、新規就農や規模拡大のみが対象である。

事業継承や長期の農業経営の農業者は、必要な設備の更新費用が大きな負担となっていて、経営を継続することを難しく感じているようである。

当補助事業に更新施設も対象とすること。

【回答】

町園芸作物推進支援事業費補助金は、「園芸作物の生産振興」及び「経営戦略を持った農業者の育成」を図るため、新規就農や規模拡大等のための設備等整備に要する経費のうち初期費用を支援することを目的としています。

設備等の更新については、事業者がその事業の継続のために自ら計画的に行うことが基本でありますので、現時点では、これらを補助対象とする考えはありません。

③高根沢町青少年クラブ協議会補助金の充実

高根沢町青少年クラブ協議会では、様々なイベントに参加して本町農業のPR活動を行いたいとのことから、町青少年クラブ協議会補助金については、活動に係る経費など、会員の意向を反映した予算措置とすること。

【回答】

高根沢町青少年クラブ協議会は、毎年度10万円の補助金を活用し、町内外の子どもたちへの農業体験の場の提供やイベント等で本町農作物のPR活動を実施するなど、本町農業を盛り上げる取組を積極的に行っている団体でありますので、町としては、事業計画等を踏まえ、財政支援を含め支援の在り方について、協議会と引き続き協議してまいります。

要望

町から町内の土地改良区に対して、農業者からの意見があったこと、その意見に対し丁寧に対応することを、申し伝えて欲しい。

【回答】

町議会議員と若手農業者の意見交換において、若手農業者から意見があったこと、その意見に対し丁寧に対応することを、高根沢土地改良区及び釜ヶ淵土地改良区に対し令和5年4月28日付けで申し伝えました。